

第1章 点検評価に当たっての総論的事項

1 本県における公社等の役割

本県における公社等は、県民サービスの維持・向上、県内産業の振興等のため、それぞれその時代の要請を受けて設立され、幅広い分野において重要かつ多様な役割を担ってきた。

しかしながら一方で、国・県の行財政を取り巻く社会情勢、経済環境の変化、地方分権の本格化等に伴い、徹底した行財政改革や県自身が担う分野の見直しが行われている中で、公社等についても設立目的と現状の業務内容の乖離、経営上の様々な課題等が明らかになったところである。

こうした中で、公社等が新たな時代の要請に的確に対応していくためには、統廃合を含んだ組織や業務の見直し等を実施することにより県民サービスを第一義としながら、最少の経費で最大の効果をあげることのできる、青森県らしい活力ある地域社会の構築に真に貢献できる公社等として再生していかなければならない。

2 当委員会の役割と点検評価の目的

当委員会は、平成14年度から16年度まで本県の主要な29公社等の経営状況、経営改革の方向性等に関して検討を行い、その検討結果を報告してきた「青森県公社等経営評価委員会」の後を受けて、平成17年度から、公社等改革を進めるために知事から委嘱された委員会である。

公社等の組織のあり方や業務内容等については、独立した法人である公社等自身が自ら見直しを実施していく必要があることは当然だが、その設立及び業務運営に深く関与してきた県としても、統廃合を含んだ組織や業務の見直し、更には今後の県としてのかかわり方等についても検討を行うことが必要となっている。

当委員会はこうした状況を踏まえて、公社等の経営状況、業務執行状況等についての点検評価を行い、併せてその改革のための提言を行うことを目的としている。

3 点検評価の視点

当委員会は、本年度の対象14公社等の経営状況、業務執行状況等を点検評価するに当たって、以下の視点を設定した。

(1) 青森県行政改革大綱に掲げる「公社等の改革」の進捗状況の点検評価

(平成16年12月改訂の青森県行政改革大綱より抜粋)

5 公社等の改革

公社等については、社会経済情勢や県民の行政ニーズの変化の中で公社等を取り巻く経営環境が著しく変化していることから、民間活力の活用の観点も踏まえて、統廃合等を含め、その目的のより効果的かつ効率的な達成のための取組を推進します。

(1) 公社等の統廃合等

社会経済情勢の変化などに伴う経営環境の変化を踏まえ、業務内容等を検討の上、積極的に公社等の統廃合に取り組めます。

(2) 公社等の経営改革

経営環境の変化に対応し、公社等の目的をより効果的かつ効率的に達成していくため、公社等の経営改革を積極的に推進します。

経営の健全化

公社等を取り巻く経営環境の変化に柔軟に対応できるようにするため、事業の抜本的な見直し、徹底したコスト削減等を実施することにより、健全で効果的かつ効率的な経営を目指します。

人員体制等の見直し

公社等自らの責任と経営努力による自立的な業務運営を促進する観点から、県派遣職員については、順次引き揚げることとし、また、経営状況を踏まえ、職員数の適正化及び給与の見直しを行います。

(2) 平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書において指摘を受けた「今後の課題」を踏まえた、公社等の経営状況についての点検評価

(平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書より抜粋)

第3章 今後の課題

県公社等法人の公共目的が効率的・効果的に達成されるように、本年度も当委員会が県公社等法人の経営状況に関する評価(マネジメント評価・財務評価)と、県公社等法人の経営改革方向性に関する提言と、県公社等法人の見直しを第三者の立場で実施してきたことを踏まえ、以下のような課題に各公社等法人が真摯に取り組んでいくことを当委員会は強く求めるものである。

- 1 自己経営評価制度を活かした経営改革推進
- 2 独立採算経営の確立と自主独立経営の確立と目標管理型経営の徹底・実質化
- 3 県公社等法人の見直し
- 4 硬直的でなく補助金等を前提としない経営姿勢の確立と経営組織の活性化

(3) 包括外部監査における公社等に対する指摘事項の改善状況の点検評価

包括外部監査における指摘事項のある公社等については、「第2章 点検評価結果」において指摘事項の内容を記述している。

(4) 平成17年度及び平成18年度の当委員会の提言に対する各公社等の対応状況の点検評価

これらの視点から、提出された公社等経営評価シートや各種決算資料等をもとに、必要に応じて各公社等及び所管課とのヒアリングを実施した上、それぞれの課題にどのように取り組んで、その効果がどの程度上がっているのかということについて点検評価を行った。

4 公社等全般に関する提言

平成19年度の点検評価において、かなりの数の公社等に共通する課題として捉えた事項は、次のとおりである。

(1) 公社等における人件費の高止まりの是正

当委員会では、公社等の職員の給与水準は、その経営状況いかんにかかわらず、原則的には組織体制や事業規模の類似する民間企業を基準にするべきであると考えているが、平成18年度の点検評価において、県職員が派遣されている公社等をはじめとする多くの公社等が職員の給与体系を県職員の給与体系に合わせており、これらの公社等の職員の給与は、組織体制や事業規模の類似する県内の民間企業の従業員の給与と比較して高い額となっていることが確認されたことから、「各公社等においては、これまでのように漫然と県職員の給与体系に合わせるのではなく、原則的には組織体制や事業規模の類似する民間企業を基準に、当該公社等の業務内容及び業務量に見合った給与水準になっているか、また、経営状況の悪い公社等にあっては経営状況に見合った給与水準になっているかなど、県民の理解を得られる給与水準について、十分に検討していくべきである」ことを提言していた。

この点について、平成18年度に給与の削減を行っていた公社等は、社団法人青い森農林振興公社、財団法人青森県建設技術センター、財団法人むつ小川原漁業操業安全協会、社団法人青森県栽培漁業振興協会の4公社等であったが、平成19年度は、この4公社等に加え、青森県土地開発公社、青森県道路公社が給与の削減に取り組んでいることを確認したところである。これにより、県の給与体系に準じている11の公社等のうち6公社等が、自らの経営状況を踏まえ、独自の給与の削減に取り組んでいることとなったが、残る財団法人21あおもり産業総合支援センター、財団法人青森県フェリー埠頭公社、青森県住宅供給公社、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団、社団法人青森県産業振興協会の5公社等においても、適切に対応することを求めるものである。特に、経営状況が悪い公社等においては、経営状況を踏まえた給与の見直しに早急に取り組むことを強く求めるものである。

また、給与について県の給与体系に準じている公社等は、退職金についても県職員の退職金の算定方法と同様の算定方法を採用しており、平成18年度の報告書では、退職金についても、東京都が平成16年度に都内の中小企業に対して行った調査による定年退職者のモデル退職金を例示しつつ、「その経営状況いかんにかかわらず、組織体制や事業規模の類似する民間企業を基準にするべきであると考えている。経営状況が悪い公社等においては、率先して退職金の見直しに取り組むべきである」ことを提言していた。

この点について、前述した給与の見直しを退職金の算定に反映させることとした公社等は、財団法人青森県建設技術センター、財団法人むつ小川原漁業操業安全協会、社団法人青森県栽培漁業振興協会の3公社等のみであり、取組があまり進んでいないことを確認したところである。当委員会としては、退職金が合理的な水準となるよう、他の公社等においても見直しに取り組むことを求めるものである。

(2) 最終的な損益に係る適正な会計処理の実施

引当金が適正に引当てされないままに、外形上黒字として決算が公表されている場合には、その情報を手にした県民が的確な判断を下すことができず、誤った認識をもってしまうことが考えられることから、平成17年度及び平成18年度の報告書では、「県民に対して経営状況を正しく明らかにするために適正な引当金を計上することを求める」ことを提言していた。

この点については、社団法人青い森農林振興公社、財団法人青森県フェリー埠頭公社、むつ湾フェリー株式会社及びむつ小川原原燃興産株式会社で適切な対応がなされたことを確認した。しかし、財団法人21あおもり産業総合支援センターについては、依然として引当金が適正に計上されていないことが確認されたことから、適正な引当金を速やかに計上することを強く求めるものである。

(3) 新公益法人会計基準の速やかな実施

公益法人においては、新公益法人会計基準を平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することとされている。今回の公益法人会計基準の改正は、公益法人のディスクロージャーの充実及び受託責任の明確化を目指すものであり、県民の負託を受けて事業を推進している各公社等においては、県民に対する説明責任を果たす上で特に重要であると考えられることから、平成18年度の報告書では、「公益法人である公社等においては、新公益法人会計基準を速やかに実施すべきである」ことを提言していた。

この点については、対象となる15公社等のうち、平成18年度から6公社等が新公益法人会計基準を実施しており、平成19年度からは、この6公社等に加え、3公社等が新公益法人会計基準を実施していることを確認し、取組は進んでいるものと認められた。平成20年度からは、さらに5公社等が新公益法人会計基準を実施する予定となっており、これらの公社等については、予定どおり実施するよう望むものである。

なお、財団法人青森県フェリー埠頭公社については、現在、国の指導により企業会計を採用しているため速やかな移行は困難であるとのことであるが、引き続き国の方針を確認し、可能な時点で新公益法人会計基準を実施していく必要がある。

5 各公社等に対する提言

本年度の対象14公社等について点検評価を行った個々の結果は「第2章 点検評価結果」において記述しているが、各公社等に対する提言の概要は以下のとおりである。

1	財団法人 2 1 あおもり産業総合支援センター
	(1) 理事長の常勤化とトップマネジメントの強化
	(2) 資金の集中的・重点的な投資によるより効果的な事業の実施
	(3) 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進
	(4) 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上並びに未収債権の発生防止及び回収率の向上
	(5) 設備貸与事業会計及びオーダーメイド型貸工場事業会計における適正な人件費の計上
2	社団法人青い森農林振興公社
	(1) 分収造林事業の欠損見込額縮小のための適切な対応
	(2) 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消
	(3) 青年農業者等育成センター事業のより効果的・効率的な実施
3	青森県土地開発公社
	(1) 長期的視点に立った当法人のあり方の検討
	(2) 青森中核工業団地の分譲の促進
4	財団法人青森県建設技術センター
	(1) 経営の独立民営化に対応した経営基盤の強化
5	青森県道路公社
	(1) 債務返済のための更なる取組
	(2) 維持管理費の削減と道路の安全性及び利便性の維持・確保
6	財団法人青森県フェリー埠頭公社
	(1) フェリーの利用促進及び経営合理化の推進
7	青森県住宅供給公社
	(1) 保有土地の着実な売却の推進
	(2) 残余財産の処理方針の策定
	(3) プロパー職員の処遇に係る連携した取組
8	財団法人むつ小川原地域・産業振興財団
	(1) 事業の選択と助成の集中の推進
	(2) 他団体との協調・連携
	(3) 当法人のあり方の検討
	(4) 財産運用に係る体制の整備
9	財団法人青森学術文化振興財団
	(1) 組織体制の見直し
	(2) 助成対象の適切な選定
	(3) 資産運用のリスク管理

1 0	むつ湾フェリー株式会社
	(1) 経営健全化に向けた一層の努力
1 1	社団法人青森県産業振興協会
	(1) 効率的な運営及び収益事業の拡大
	(2) 事業ごとの損益を踏まえた事業の見直し及び実施方法の改善
1 2	社団法人青森県畜産物価格安定基金協会
	(1) 社団法人青森県畜産協会との統合に向けた検討
1 3	財団法人むつ小川原漁業操業安全協会
	(1) 統合等による組織体制の強化
	(2) 漁業振興対策助成事業における実施事業の精査
1 4	青森空港ビル株式会社
	(1) 効果的な集客対策事業の実施